



自家発入門 51

労働安全衛生法における石綿(アスベスト)障害予防の規制

労働安全衛生法及び労働安全衛生法施行令に基づく石綿障害予防規則（以下「石綿則」という）においては、令和5年1月11日の一部改正により、工作物の解体又は改修の作業を行う際の事前調査を行う者の要件等が定められ、令和8年1月1日から施行されました。今回は、当該調査と発電設備の関連について解説します。

Q1

令和8年1月に施行された石綿則及び関連法令の

要点は何ですか。

A1

事業者が工作物の解体又は改修を行うにあたり、石綿等が使用されているおそれ

が高い工作物については、石綿則第3条第4項にある「必要な知識を有する者」に事前調査を行わせることが義務づけられました。

Q2

「必要な知識を有する者」は具体的にどのような者を指しますか。

A2

令和5年厚生労働省告示第89号により、以下の資格者となります。

- ・ 工作物石綿事前調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

このうち、特定工作物（厚生労働大臣及び環境大臣が定める計17種類の工作物）における発電設備を始め配電設備、変電設備などの計10種類の工作物については、工作物石綿事前調査者の資格者で

なければならないことになりました。

対象となる工作物及び必要な資格者を表1に示します。

Q3

工作物石綿事前対象者になるためにはどうすれば

良いですか。

A3

労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。

具体的には、各都道府県労働局に登録された労働基準協会などが実施する講習

科目（工作物石綿調査に関する基礎知識、石綿使用に係る工作物図面調査 他）を受講し、受講後の筆記試験に合格する必要があります。

なお、受講するにあたっては要件（所定の年数以上の実務経験等）があります。

Q4

発電設備には非常用発電設備も対象となりますか。

A4

非常用発電設備も対象となることが、厚生労働省より

発出されている「石綿障害予防規則の解説」第3条に記載されております。

Q5

工作物の石綿事前調査の流れを教えてください。

A5

「石綿障害予防規則の解説」及び厚生労働省労働基準局安全衛生部の「工作物石綿

事前調査者講習標準テキスト」によれば、調査は設計図書等の文書を確認する方法と、現地での目視に

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。

表1 工作物の解体・改修を行う際の事前調査の対象となる工作物及び必要な資格者

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 (厚生労働大臣 及び環境大臣が 定める工作物)	①反応槽 ②加熱炉 ③ボイラー及び圧力容器 ④焼却設備 ⑤発電設備（太陽光発電設備及び風力 発電設備を除く。） ⑥配電設備 ⑦変電設備 ⑧送電設備（ケーブルを含む） ⑨配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設 備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設 備等の建築設備を除く。） ⑩貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）	工作物石綿事前調査者のみ
	⑪煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備 を除く。） ⑫トンネルの天井板 ⑬プラットホームの上家 ⑭遮音壁 ⑮軽量盛土保護パネル ⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い （建築物であるものを除く。）	下記のいずれか ・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 2023年9月に日本アスベスト調査診断 協会に登録された者
特定工作物以外 の工作物	上記（①～⑰）以外の工作物 （塗料その他の石綿等が使用されているおそれ がある材料の除去等の作業に限る。）	

よる調査に大別され、両調査を実施した後、石綿等の使用の有無が明らかにならなかったときは、分析による調査が必要とされています。また、調査対象は改修工事では工事範囲に使用されている資材等、解体工事では対象工作物等の全ての資材等を対象とし、書面調査と目視調査の結果に差異があった場合は目視調査結果を優先すると記されております。

なお、事前調査において調査対象材料に石綿等が使用されていないと判断する方法は、

- ア 調査対象材料について、製品を特定し、その製品のメーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法
- イ 調査対象材料について、製品を特定し、その製造年月日が平成18年9月1日以降（一部施設を除く）であることを確認する方法

とされています。

Q6 調査を行うだけではなく、行政機関への報告も必要となるのでしょうか。

A6 特定工作物については、請負金額100万円以上の工事から、事業者名にて所轄の労働基準監督署宛に報告が必要となります。
なお、事前調査における留意点などの詳細については、厚生労働省「石綿情報総合ポータルサイト」(<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>)を参照ください。

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。